平成２６年（フ）第１４９号
愛知県海部郡蟹江町舟入１丁目288番地、前住所三重県津市夢が丘２丁目31番地７
破産者　中村　　浩
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５１号
三重県四日市市久保田２－５－25　サンリットプレイス101号室、住民票上の住所三重県四日市市尾平町3330番地15
破産者　市野　美里
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第６１２号
京都府京丹後市弥栄町黒部805番地
破産者　昭栄織物有限会社
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９９８号
奈良市西登美ヶ丘６丁目13番26号
破産者　株式会社白鳥
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２１６号
広島県福山市本郷町2819番地２　Ｃ103、開始決定時の住所広島県福山市本郷町2820　コンフォートＣ103
破産者　安藤　泰子
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３２８号
広島市安佐北区口田南３丁目16番９号、開始決定時の住所広島市東区戸坂新町１丁目12番５号
破産者　岩田　和章
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９９号
千葉県木更津市高柳３丁目１番６号
破産者　鈴木　治子
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第９７号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前２丁目16番地３　コーポさつきＢ106号
破産者　伊東　隆一
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１１４号
神奈川県三浦市東岡町11番１号
破産者　下里眞佐幸
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１０９４号
札幌市白石区平和通11丁目北２番23号
破産者　鈴木　朗浩
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４８１号
札幌市西区八軒６条東４丁目２番１－103号
破産者　佐藤　幸子
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４８２号
札幌市西区八軒６条東４丁目２番１－103号
破産者　佐藤　真吾
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７８７号
札幌市豊平区平岸４条２丁目５番７号
破産者　佐藤　啓祐
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９０４号
北海道石狩市花川南２条２丁目229番地
破産者　大野　文男
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３１号
釧路市愛国東３丁目８番27号
破産者　赤石百合子
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１７７号
群馬県高崎市浜尻町44番地13
破産者　岡部　康男
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１７８号
群馬県高崎市浜尻町44番地13
破産者　岡部八重子
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１６６号
埼玉県所沢市松が丘１丁目30番地の９、開始決定時の住所埼玉県所沢市大字荒幡487番地の４
破産者　吉田芙美子
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１６７号
埼玉県所沢市松が丘１丁目30番地の９、開始決定時の住所埼玉県所沢市大字荒幡487番地の４
破産者　吉田　一夫
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４６１号
埼玉県川越市岸町１丁目９番地18　カーサラルゴ202号室
破産者　窪西　秀晴
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４６６号
埼玉県川越市新宿町３丁目10番地１　メイツ川越617号室
破産者　磯部　　優
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部